

## プレジャーボートの保管場所確保の義務化について

R1.8.27

### 1 要旨

- (1) プレジャーボートの保管場所確保の義務化については、「放置艇解消のための基本方針」に基づき、自動車と同様に県内全ての所有者に対して義務を課す具体的な制度案を検討中である。
- (2) 当県では、令和4年度末までの放置艇解消を目指して対策を進めていく中で、条例によって、県独自の保管場所の届出の義務化及び登録制度を先行実施するために、令和2年の関係条例改正について検討していくものとする。
- (3) これらの保管場所確保の義務化に係る制度案について、広島県海域利用審査会の意見を聴取する。

### 2 制度案の概要

- (1) 県内の水域及び陸域においてプレジャーボートを係留保管しようとする者は、保管場所の証明書を添付の上、県に氏名、住所、船舶番号等を届け出る義務を課す。
- (2) 所有者変更、廃船等で届出内容に変更が生じたときも、その内容について届出義務を課す。
- (3) 届出義務違反者に対する罰金刑を設ける。
- (4) 県が指定した小型船舶用泊地への係留許可を既に受けている場合においては、届出があったものとみなす。
- (5) 次の経過措置を設ける。
  - ア 令和3年度4月から一部施行し、プレジャーボートの新規購入者に対してのみ届出義務を課す。
  - イ 令和5年度4月から全面施行し、既所有者に対しても届出義務を課す。

### 3 法制化との関わり

- (1) 全国的に公平な取扱いが望ましいので、本来、国が「小型船舶の登録等に関する法律」を改正して、船舶登録の一部として保管場所も登録する制度とされるべきである。
- (2) 法制化の実現についてはなお時間を要することが想定されるが、これが達成された後は、県条例による当該制度を廃止する。

### 4 スケジュール



※ 国土交通省の放置艇対策部局に対し、当県の先行実施の方針を説明するとともに、法制化の検討を働き掛けていく。